

## 平成30年度 第3回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：平成30年6月11日（火）午後4時

2. 場 所：阿見町役場 3階 305会議室

3. 出席委員：農業委員10名

農地利用最適化推進委員10名

1番 藤 平 清 子 君	1番 渡 邊 通 君
2番 浅 野 敬 司 君	2番 大 塚 康 夫 君
3番 吉 田 和 嗣 君	3番 長 沼 一 美 君
4番 小見川 清 君	4番 齊 藤 正 義 君
5番 柳 生 利 幸 君	5番 横 田 親 雄 君
6番 吉 田 修 夫 君	6番 栗 山 繁 君
7番 小 泉 治 久 君	7番 野 口 裕 司 君
8番 横 張 清 彦 君	8番 吉 田 勉 君
9番 青 山 和 泉 君	9番 中 山 進 君
10番 山 崎 久 司 君	10番 柳 生 均 君

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 高橋 範夫 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後4時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は20名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、2番浅野敬司委員・3番吉田和嗣委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号3番が農業委員3番吉田和嗣委員に関連しますので、退室をお願いします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日5月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が36aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号2番は、取下げとなりました。

整理番号3番、申請日5月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、3筆、面積合計が28aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、譲受人の要望による為でございます。

整理番号4番、申請日5月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が35aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、離農する為でございます。

整理番号5番、申請日5月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が43aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を9番青山和泉委員、整理番号3番を2番浅野敬司委員、整理番号4番を7番小泉治久委員、整理番号5番を6番吉田修夫委員お願いいたします。

9番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。現地は、現在、管理休耕中の農地でありましたが、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われ、譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

2番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。現地は、現在、耕作中の農地でありました。境界についても問題ないと思われ、譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7番： 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。現地は、現在、耕作中の農地でありました。境界についても問題ないと思われ、譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6番： 整理番号5番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。現地は、現在、耕作中の農地でありました。境界についても問題ないと思われ、譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農業委員3番吉田和嗣委員 入室)

#### <議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日5月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積1aです。転用理由は、現在の資材置場が手狭になってきており、近距離の申請地を使用し、効率的な事業展開をはかるためです。転用計画は、資材置場です。工事期間は平成30年7月1日から平成30年7月20日までです。契約内容は使用貸借権(許可後3年間)です。

整理番号2番、申請日5月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積3aです。転用理由は、子供の成長により、現在の住居が手狭になり自己用住宅を建築するためです。転用計画は自己用住宅です。工事期間は平成30年7月1日から平成30年12月1日までです。契約内容は所有権移転(売買)です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番・2番を8番横張清彦委員、お願いいたします。

8 番： 整理番号1番・2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。

整理番号1番、申請地は、現在、利用可能な遊休農地であり、現在の資材置場が不足してきているため、新たな資材置場を申請するものであります。農地の広がりもないことや、隣地境界についても確認がとれていることから、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号2番について報告します。申請地は、現在、管理休耕中の農地でありました。農地の広がりもないことや、隣地境界についても確認がとれていることから、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について  
整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が30a、権利は使用  
貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の再設定です。

議長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決  
をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について>

議長： 続いて、議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針（案）についてを議題と  
致します。  
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について  
平成28年度改正された、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基  
づく策定することになっています。また、年度末に支払われる、農地利用最適化交付  
金の交付要件のひとつになっています。

平成30年度の目標

1. 遊休農地の解消について	13.4ha
2. 担い手への農地利用集積について	50.1ha
3. 新規参入の促進について	1経営体

目標設定は国の方針に基づき、平成28年度の10年計画により算出しています。

議長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について採決をい  
たします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。  
平成30年6月11日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

- 事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は7件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第1号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は3件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第2号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第3号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第3号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

#### <その他>

- 議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

##### ① 活動報告

- 5月17日（木）～18日（金）県農：会長・局長会議〔大洗町〕
- 5月28日（月）郡協：総会〔牛久市〕
- 5月30日（水）全国会長大会〔東京都文京区〕
- 6月1日（金）県南協議会総会〔龍ヶ崎市〕

##### ② 今後の予定

- 6月5日（火）～19日（火）町議会
- 6月28日（木）県農：総会
- 7月9日（月）霞ヶ浦北浦治水利水環境促進同盟会通常総会〔行方市〕
- 「H30国・県農地等利用最適化推進施策に関する意見」の回収 6月29日
- 農業体験 ジャガイモ堀

##### ③ 現地調査及び総会の予定

- 7月現地調査 7月6日（金）当番農委 4番委員小見川清委員  
当番農委 5番委員柳生利幸委員
- 7月定例総会 7月10日（火）午後3時から

- 議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 5時00分 閉会

議 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印